

事務連絡  
令和2年3月10日

各検疫所御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて  
(流行地域の追加)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて(流行地域の追加)」(令和2年3月6日付け事務連絡)により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、以下の地域(下線の地域)において患者の感染拡大状況を踏まえ、当該地域についても14日間の滞在歴を確認することとし、(以下、「流行地域」という。)に滞在歴がある者について、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和2年2月18日付け事務連絡)に基づき対応いただきますようお願いします。

なお、14日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

中華人民共和国	湖北省及び浙江省
大韓民国	大邱市広域市及び慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン・イスラム共和国	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、マーザンダラン州、イスファハン州、 <u>アルボルズ州</u> 、 <u>マルキヤズィ州</u> 、カズヴィーン州、セムナーン州、ゴレスタン州及び <u>ロleston州</u>
イタリア共和国	<u>ロンバルディア州</u> 、 <u>ヴェネト州</u> 、 <u>エミリア・ロマーニャ州</u> 、 <u>マルケ州</u> 及び <u>ピエモンテ州</u>
サンマリノ共和国	<u>全ての地域</u>

また、各検疫所におかれましては、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いします。

記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4 サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、流行地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するように依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があった場合は、14 日以内に滞在していたか確認し、14 日以内に滞在していたことが確認された場合は、質問票を記入させること。
3. 2. の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボードによる確認を実施すること。
4. 2. 又は 3. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは船内等において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、流行地域に滞在歴がない場合においては「青い紙」を配布すること。流行地域に滞在歴がある場合は「赤い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者のうち、14 日間以内に流行地域に滞在歴のある者、又は、14 日間以内に流行地域に滞在歴がない者で問診・診察の結果、新型コロナウイルスを疑う場合においては、検査等を実施するとともに、必要な措置を講ずること。
6. 流行地域に滞在歴を有する者においては、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応すること。

以上